

# 奈良県立民俗博物館旧萩原家住宅 屋根葺替等修理工事 特記仕様書

## I 工事概要

1. 工事名称 奈良県立民俗博物館旧萩原家住宅屋根葺替等修理工事
2. 工事場所 奈良県大和郡山市矢田町 5 4 5 番地内
3. 工事内容 奈良県立民俗博物館内の移築復原民家である旧萩原家住宅（奈良県指定有形文化財）の屋根葺替工事で、茅葺については全面葺き直し、背面庇の本瓦葺は部分葺替とする。
4. 工事期間 着工：工事請負契約後  
完了：平成 3 1 年 3 月 2 0 日
5. 一般事項
  - イ) 工事の実施計画について、あらかじめ奈良県立民俗博物館の管理責任者と綿密に打ち合わせを行い、承認を得たうえで工事を実施すること。
  - ロ) この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項または疑問を生じた場合はすべて係員の指示に従い施工する。
  - ハ) 比較的軽微と思われる仕様変更に伴う資材及び工数の増が生じた場合も、請負金額は変更しない。
  - ニ) 工事場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。
  - ホ) 本工事は奈良県指定文化財建造物の修理工事であることを認識し、その価値を損なわぬよう配慮し、工事の進捗には細心の注意を払うこと。
  - ヘ) 工事に必要な各種の許認可等手続きは、請負者がこれを代行するものとし、その申請・手続き等に要する費用も請負者が負担する。また人身事故、その他災害等の防止には万全を期すること。
  - ト) 施工にあたっては請負者の現場担当者を定め、係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進行・調整を図る。
  - チ) 工事に使用する材料はすべて担当係員の検査を受け、合格したものを使用する。
  - リ) 使用する材料はすべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災に対し、十分対策を講ずるものとする。
  - ヌ) 工事完了後は、工事場の片付け、清掃を行い、不用材は担当係員

の指示に従い、場外に搬出した後、請負者が責任を持って処分する。

ル) 工事は原則として、月曜日は休業とし、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分迄とする。月曜日に作業しようとする場合は、あらかじめ奈良県立民俗博物館の管理責任者の了解を得なければならない。

ヲ) 着手前、工事中、竣工の各工程ごとの工事写真を撮影し、プリントのうえ工事アルバムを作成し、工事完了後に 3 部提出する。デジタル写真の場合は、上記のほか、データを CD に焼き付けて 1 部提出する。

## II 工事仕様

1. 構造形式 桁行 12.257 メートル、梁間 8.757 メートル、入母屋造、茅葺、正面・側面葺下ろし、背面庇・「なんど」切妻屋根、本瓦葺

規 模	平面積	98.471 m <sup>2</sup>
	軒面積	122.381 m <sup>2</sup>
	屋根面積	198.475 m <sup>2</sup> (茅葺及び本瓦葺)

### 2. 工 法

#### A. 仮設工事

##### ① 計 画

###### 軒 足 場

工事区域を設定し、軒先に丸太または枠組足場か単管を使用して軒足場を組立て、適宜追掛け、筋違を取付ける。必要に応じ、登り棧橋あるいは階段を取付ける。

###### 屋根養生

施工前においてはシートによる直養生とし、施工中は適宜軒足場に簡単な棟・母屋を渡し、シート張りとするか、屋根直養生とする。

##### ② 材 料

###### 建 地

軒足場に使用する材料は下記のを標準とする。

末口 50mm 以上の檜及び杉丸太、あるいは幅 1.2m、高さ 1.9m の鳥居型建柱あるいは外径 48.6mm、肉厚 2.4mm、長さ 1.5m～6.0m の単管

###### 追掛・布・筋違

同上の丸太、あるいは外径 48.6mm、肉厚 2.4mm、長さ 1.5m～6.0m の単管

###### 足 場 板

幅 50cm、長さ 1.8m の鋼製布板または厚 3.5cm 以上、長さ 4m、幅 20cm 以上の杉挽立材

###### 鉄 線

8 番及び 10 番なまし鉄線

###### メッシュシート

灰色あるいは緑色の防炎加工シート

###### 防炎シート

白色の防炎加工シート

##### ③ 軒足場・屋根足場

丸太または単管・枠組足場を適宜使い分けて組立てる。組立にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建設工事共通仕様書(平成 28 年度版)」、日本建築学会編「建築工事仕様書 JASS2 仮設工

事」に準拠して施工する。棚全面には足場板を敷き詰め、固定する。  
また必要に応じて、作業員、工具、資材の落下防止対策等を講じる。

- ④危険防止その他 工事实施に当り、危険防止、衛生、防火対策に関して法規上必要とする設備を施し、かつ防火対策を講じる。

#### B. 屋根工事 (茅葺)

- ①材 料 山 茅 秋伐りの良質材で、長さ 1.5m 以上  
茅 負 竹 元口径 8 cm 前後の真竹  
押 え 竹 目通り径 3cm 前後の真竹  
縄 取 竹 目通り径 3cm 前後の真竹  
棟押え竹 目通り径 4.5 cm 前後の真竹  
藁 縄 径 0.9 cm～1.2cm  
杉 皮 長さ 1.5m、幅 30cm 以上、厚 5mm 程度の秋伐りの良質材  
そ の 他 経 5mm 前後の棕櫚縄、18 番銅線
- ②軒 付 長めのすぐり茅を経 9cm の束にして一列に並べ、棕櫚縄で編み付ける。  
化粧茅を取り付けた後、茅株を揃えて経 30cm の束をつくり、一方から順次籠竹に揃み付け、所定の厚さに茅を敷き、茅小口から 60cm 入りに押え竹を置いて縄取竹と藁縄で締め付ける。
- ③平 葺 籠竹上へのべ茅を置き、順次葺き並べ、未落部分には捨茅をいれて所定の厚さに葺き重ねる。茅の小口は叩き板で叩きながら上端を屋根勾配に合せ、上端茅の小口より約 50cm 入りに押え竹を入れ、縄取竹より藁縄で締め付け、葺厚約 50cm に順次葺き上げる。  
隅背は茅束を隅竹より藁縄で締め付け、平葺と重ねる。
- ④刈 込 み 軒付小口は所定の勾配に通リ良く刈り揃え、叩き板で整える。品軒も同様に刈り揃える。平葺も順次仮足場を取り除きつつ、屋根面が均一になるよう刈り揃え、叩き板を用いて整える。

#### C. 屋根工事 (瓦葺)

- ①解 体 平瓦・丸瓦は極力損傷しないように丁寧に取外し、地上に降ろす。  
形式・破損度・耐久性等により再用・不再用に選別し、補足瓦の員数を確認し、再用可能な瓦は漆喰土や汚れをヘラ・タワシ等で清掃した後、所定の場所に保管する。
- ②材 料 土居葺用 杉皮 秋伐りの良質の杉皮  
押縁 四つ割程度の真竹に縄巻したもの  
補 足 瓦 在来物のものに倣った特注品とする。焼成温度は 1,000℃以上、含水率 12%以内とする。  
平 葺 土 粘土に藁苳を混ぜてよく練り合わせたもの  
丸 葺 土 適当な粘性土、砂、石灰、藁苳、苧苳を混練りした漆喰土

銅線 軒先瓦止用 16番銅線  
平瓦・丸瓦止用 18番銅線

- ③土居葺 杉皮二枚重ねとし、皮面を上にして隙間のないよう敷き並べる。押縁は幅 3～4 cmの割竹に細縄を巻きつけ、軒先瓦座より 25 cm入りに打ち、順次登り平均 50 cm間隔で垂木に釘打ちとする。
- ④瓦葺工法 瓦の割付けは正確に行い、軒平瓦は瓦座より 9 cm出し、16番銅線で吊り止める。平葺は通りよく葺土を筋置き、二の平 7.5 cm、それより上は 15 cmの葺足で、登り 5 枚目毎に 18番銅線で吊り止める。軒丸瓦は 16番銅線 2 条撚りにて玉縁から押縁に緊結し、丸瓦とも通りよく葺き、丸瓦下の土はできるだけ少量にとどめ、登り 3 枚毎に 18番銅線で吊り止める。

#### D.雑工事

- ①防腐処理 野地に防腐剤を塗布または散布する。
- イ) 材料  
全日本シロアリ対策協会認定剤
- ロ) 工法  
木部に 1 m<sup>2</sup> (木材表面積) 当り 200 g 以上の薬剤を刷毛等で塗装または散布する。
- E. 後片付け 各仮設物の解体完了後は、作業区域及びその周辺の片付け・清掃を行い、建地掘立て抜き取り穴や仮設建設の際に行われた一部地業等の部分を整地する。また仮設物内や周囲に自生した雑草も引き抜いた後、整地を行う。

### III 留意事項

本業務を実施するにあたって、次の事項を遵守すること。

- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別紙 1 「公契約条例に関する遵守事項」の遵守

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。